

# 官庁営繕

2026



Government Buildings Services

## 国 土 交 通 省

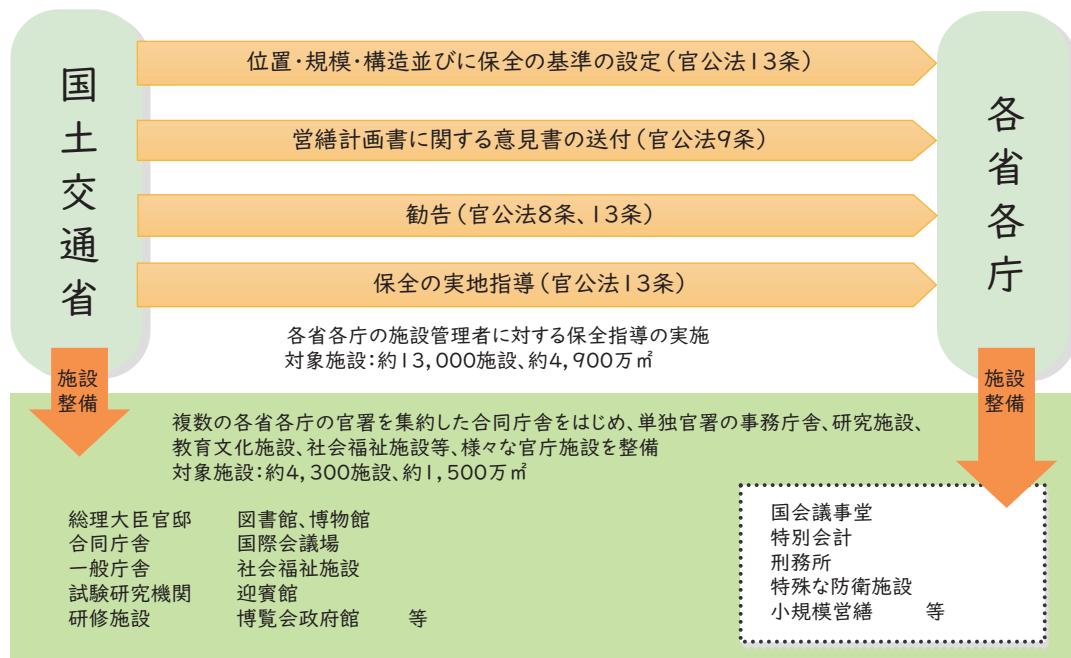
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 官庁 営繕 と は ?

官庁施設（国家機関の建築物）には、庁舎をはじめ、研究施設、図書館、博物館、社会福祉施設など、様々なものがあります。

国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号）（以下「官公法」といいます。）に基づき、官庁施設の整備に関する業務を行っています。また、国民の共有財産である官庁施設について、行政サービスを提供する場として、災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図るため、必要な機能や性能を確保できるよう、基準を設定するとともに、各省各庁に対し指導及び監督を行っています。

※ 営繕とは、「建築物の營造と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替等の工事を指します。



## 官庁営繕のミッション、ビジョンとコンプライアンス

官庁営繕部では、官庁営繕に対する新たな要請への的確な対応と効率的な事務事業の実施のためにコンプライアンス（法令・社会規範の遵守）を前提に、ミッションとビジョンの実現に向け取り組んでいます。

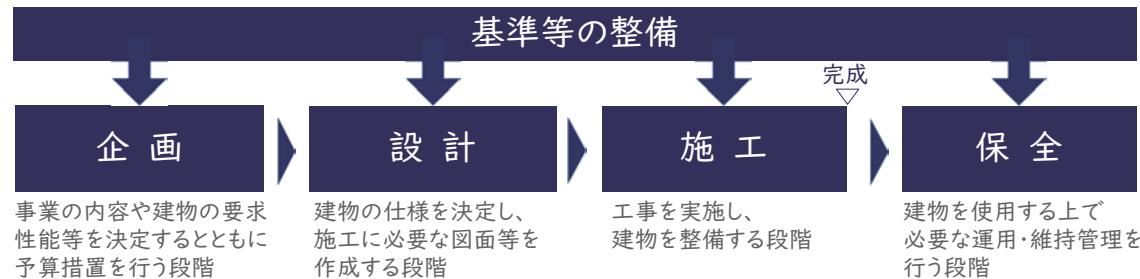
〈ミッション（根幹的使命）〉 国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たす。

〈ビジョン（目標）〉 公共建築分野のリーダーとして時代のニーズ等に的確に対応し、官庁施設に関し、成果主義の観点から顧客に提供するサービスの価値を効率的に最大化すること。そのために、組織と職員の核心的能力を高める。



## 官庁営繕の業務

国土交通省では、建築系、電気系、機械系の3職種が、専門性を活かしながら連携し、官庁施設の整備や保全に一貫して取り組んでいます。



## 官庁営繕の主な取組

国土交通省では、官庁施設に関して、主に次の5つの取組を行っています。

01

### 防災・減災

地震対策、津波対策等を行うことで、災害対策活動の円滑化、人命の安全確保、行政機能の早期回復に寄与しています。

P3

02

### 老朽化対策

長寿命化やファシリティマネジメントを行うことで、機能・安全性の維持、トータルコストの縮減に寄与しています。

P5

03

### 地域社会との連携

地方公共団体との連携、歴史的建造物の保存・活用等を行うことで、利便性の向上、まちづくりに寄与しています。

P7

04

### 環境対策・木材利用

環境負荷低減に配慮した整備、木材利用の推進を行うことで、CO<sub>2</sub>排出量の削減、地球温暖化の防止に寄与しています。

P9

05

### 公共建築の先導的役割

先導的な取組、地方公共団体等への支援を行うことで、公共建築分野の質的・技術的水準の向上に寄与しています。

P11

国際子ども図書館(2015増築)

京都国立博物館平成知新館(2013)

大阪・関西万博日本政府館(2025)

国立近現代建築資料館(2012)

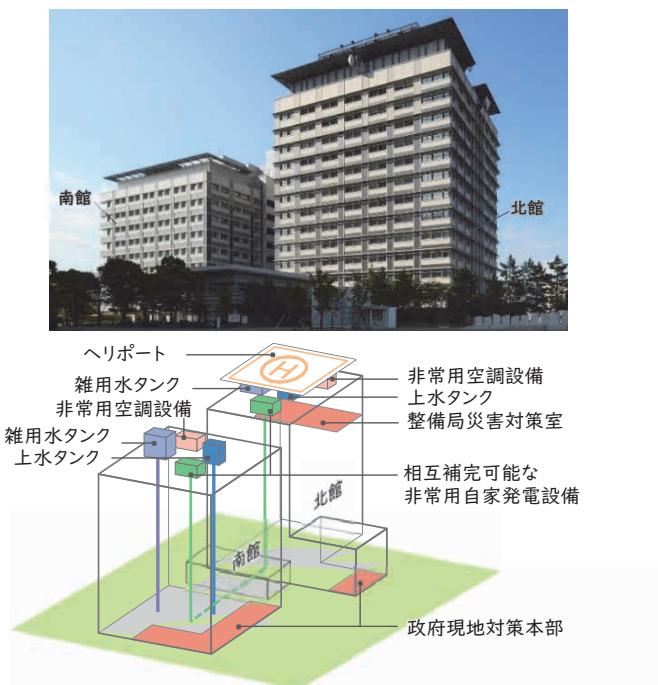
国立アイヌ民族博物館(2020)

## 官庁施設の耐震化の推進

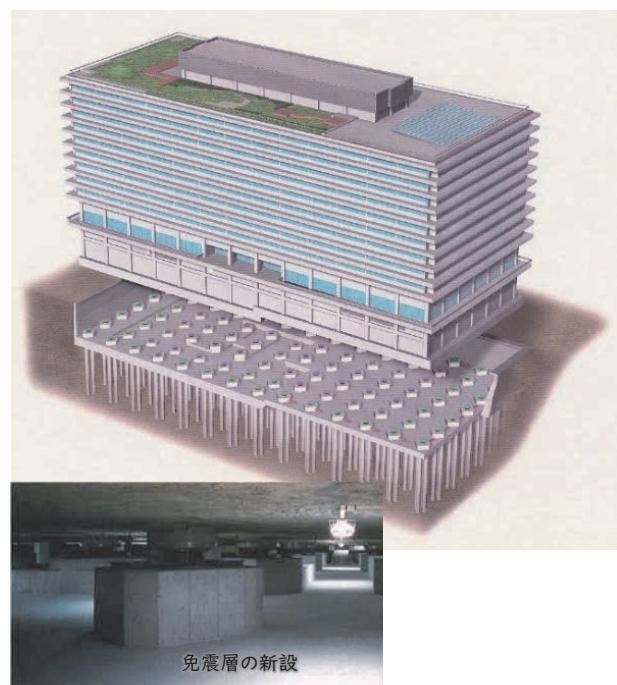
官庁施設は、来訪者等の安全を確保するとともに、大規模地震発生時に災害応急対策活動の拠点として機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保する必要があります。

国土交通省では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を定めるとともに、官庁施設の耐震化の目標を定め、計画的かつ重点的に整備を推進しています。

また、地方公共団体をはじめとする様々な関係者との連携の下、大規模災害の発生に備え、防災拠点となる官庁施設の整備を推進し、災害に強い地域づくりを支援するとともに、新たな交流やにぎわいの創出等により、地域の活性化に積極的に貢献しています。こうした防災に係る取組事例等は、技術基準等とともにパッケージ化し「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」として各省各庁、地方公共団体と連携してとりまとめています。



▲ 南海トラフ地震等の大規模災害時に広域的な防災活動の拠点となる高松サンポート合同庁舎

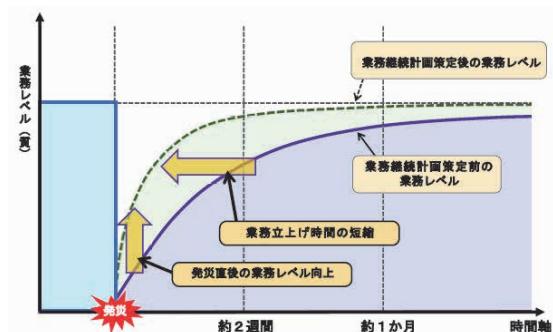


▲ 免震レトロフィットにより災害応急対策活動拠点としての機能強化を図った中央合同庁舎

## 業務継続のための機能確保に向けた取組

大規模地震の発災時等の不測の事態においても業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である官庁施設が有効に機能しなければなりません。首都直下地震時においても、「政府業務継続計画」に基づき、首都中枢機能の維持を図り国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、災害応急対策活動をはじめとした業務継続体制を維持する必要があります。

国土交通省では、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等に取り組むとともに、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」をとりまとめ、各省各庁における業務継続に必要な施設機能を確保するための計画の策定を支援しています。



## ▲ 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ (出典:中央省庁業務継続ガイドライン第3版 (首都直下地震対策)令和4年4月内閣府(防災担当))

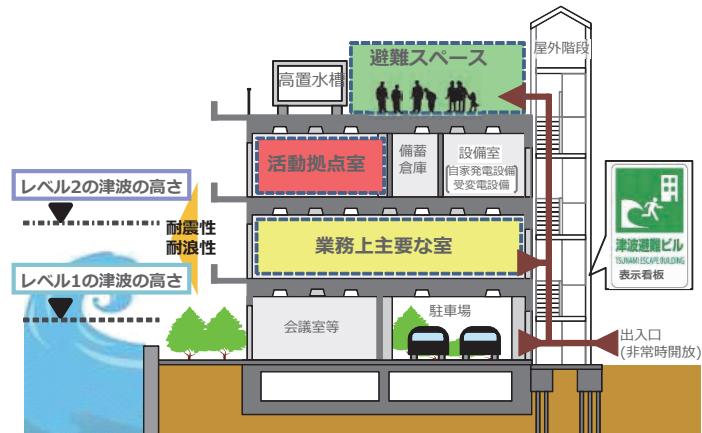
## 官庁施設の津波対策の推進

官庁施設は、津波襲来時において一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図る必要があります。

国土交通省では、東日本大震災を受けて開催された平成25年2月の社会資本整備審議会による「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について」の答申を踏まえ、関連基準等の拡充、各省各庁が実施する津波防災診断への技術的支援、施設整備の推進等、官庁施設を運用管理する機関と連携しつつ、総合的かつ効果的な津波対策を推進しています。



▲ 津波発生時の災害応急対策活動と津波避難ビルの機能を確保した石巻港湾合同庁舎

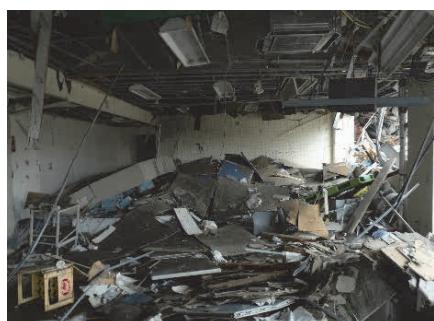


▲ 官庁施設における津波対策(イメージ図)

## 災害発生時の技術的支援

国土交通省では、災害発生時には、各省各庁に対して、被災した官庁施設の継続使用の可否や応急措置の要否等の判断にかかる技術的支援を実施しています。

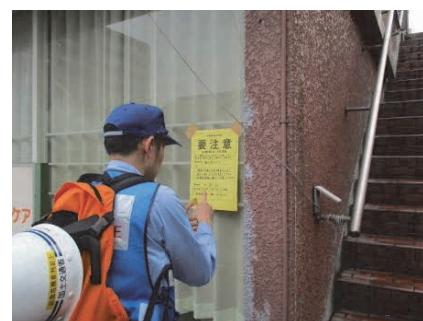
平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、令和元年台風第19号、令和6年能登半島地震等の災害発生時においては、地方公共団体からの要請を受けて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災建築物応急危険度判定、被災した庁舎などの公共建築物等の現地調査や技術的な助言を実施するなどの支援を行っています。



▲ 東日本大震災における津波による被害



▲ 官庁施設の被災状況調査

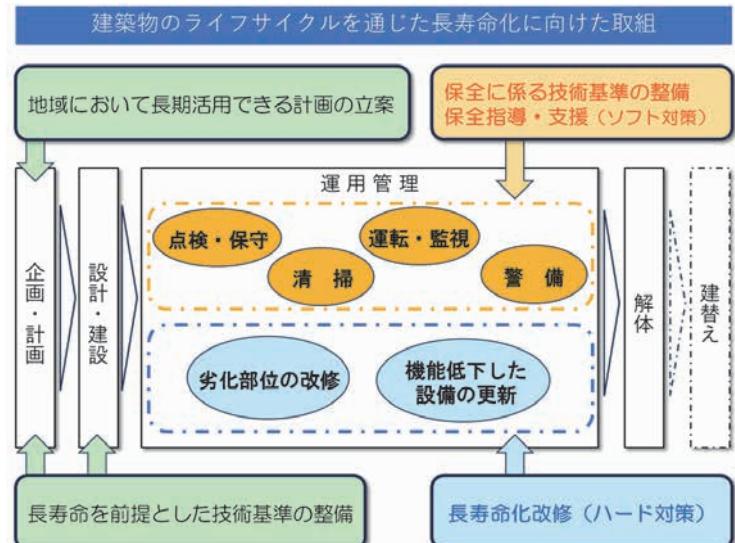
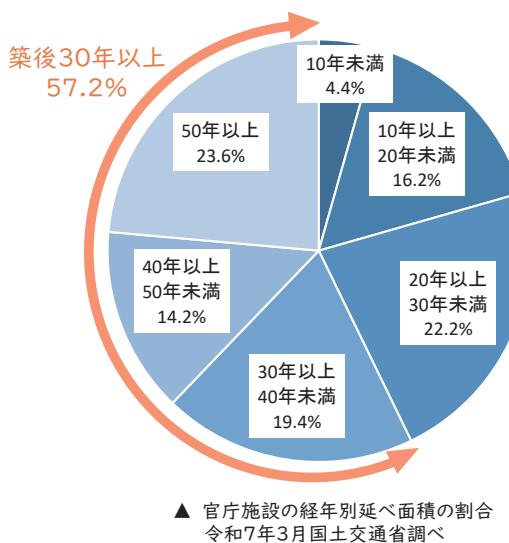


▲ 家屋の応急危険度判定

## 官庁施設の長寿命化に向けた取組

官庁施設においては、築後30年以上の施設が全体の50%を超えており、今後も増加することが予想されます。厳しい財政状況下において、国民の安全・安心を確保しつつ、トータルコストの縮減等を進めるためには、長期的に使用するための性能を有する官庁施設の整備と戦略的な維持管理・更新が必要です。

国土交通省では、官庁施設の長寿命化に必要な性能を確保するための技術基準を策定し、基準に基づいた施設整備を行っています。運用管理段階においては、各省各庁への保全指導や技術的な支援（ソフト対策）を行うとともに、官庁施設の長寿命化改修（ハード対策）を行っています。また、老朽化が一層進んだ際の建替を見据えて、官庁施設のファシリティマネジメントを推進しています。



## 官庁施設の保全指導の推進

「保全」とは、建築物の当時の性能等を維持・確保するため、建築物を良好な状態に保つことをいいます。

建築物は年数の経過とともに劣化していきますので、点検や修繕を適切に行っておかなければ、利用者に危険な状態になったり、業務に必要な機能が発揮できなかったりします。適切な保全が必要となる一方で、建築物の保全には専門的な技術や知識を必要とするものが多く、対応が容易ではありません。このため、国土交通省は、施設管理者に対して技術的な支援・指導を行う役割を担っており、会議や講習会を開催して保全に必要な情報を伝えるとともに、施設の保全実態調査に基づき保全指導を行っています。

**保全の重要性**

**保全項目の例**

外壁の点検	○タイル・コンクリートの劣化調査 ○外壁に取付けた機器類の点検など
屋上の点検	○屋上防水の劣化調査、 ○清掃・除草など
非常用発電機の点検	○定期的な動作試験 ○燃料・オイルの確認など
給水設備の点検	○給水タンクの点検 ○水質検査など

保全が不十分だと…

- 劣化した部材が落下  
⇒通行人が怪我する可能性
- 雨漏りの発生  
⇒電気機器や書類が損傷
- 停電発生時の対応に支障が発生  
⇒照明やパソコンが使用できない
- 水質の悪化  
⇒飲み水が危険な状態に

建物が危険な状態に

**中長期保全計画の作成支援**

運用段階における保全(修繕等)の実施内容、予定年度、概算額に係る計画

**国家機関の建築物の点検**

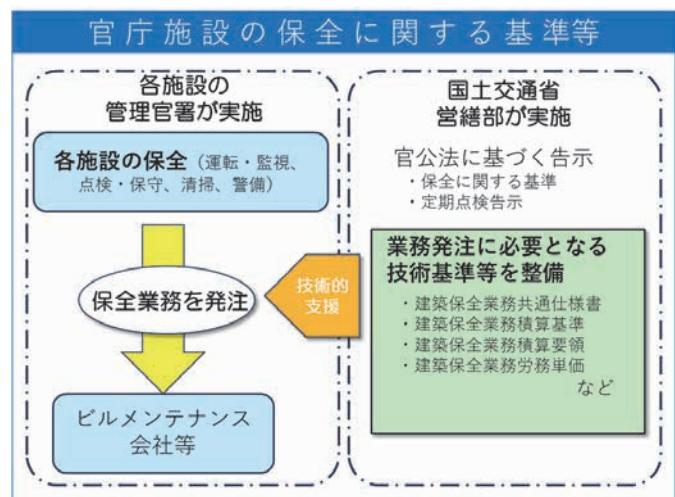
建築物は、用途や規模などにより種々な点検が求めによつて異なります。  
点検を適切に実施し、安全で快適な建築物にしてましょう。

▲ 技術的な指導や支援  
(会議等での指導・情報提供、保全計画の作成支援、パンフレットの配布等)

## 官庁施設の保全に係る基準

国土交通省では、各省各庁による適切な保全が行われるよう、官公法に基づく告示として保全に関する基準や定期点検告示などを整備しています。

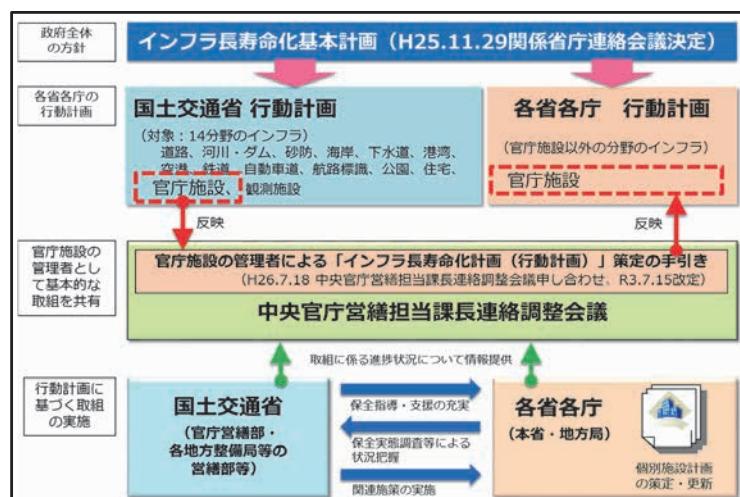
また、保全の業務は業務発注されることが一般的ですので、適切な保全項目を過不足なく発注することが重要です。このため、各省各庁の施設管理者による保全を効率的に進めるための技術基準として保全業務を委託する際の共通仕様書や積算基準などを整備し、各施設の保全の適正化に取り組んでいます。



## 官庁施設の長寿命化のための各省各庁との連携

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、「インフラ長寿命化基本計画」がまとめられ、各省各庁が行動計画を定めています。これに基づき、所管する官庁施設の維持管理・更新に関する取組が進められています。

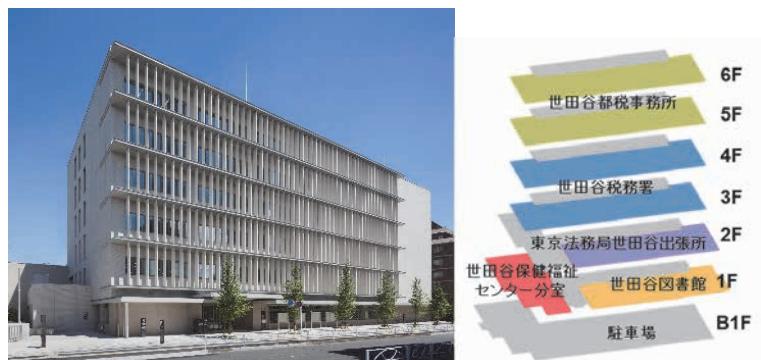
国土交通省では、各省各庁に向けた支援として、「官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定の手引き」を作成するなど、官庁施設の長寿命化を推進しています。



▲官庁施設におけるインフラ長寿命化計画の推進体制

## 官庁施設のファシリティマネジメントの推進

国土交通省では、一定エリア内に存在する国家機関の建築物を群としてとらえ、これらの建築物について、建替えまでのライフサイクルを通じて、入居官署の入替え、長寿命化改修を組み合わせた整備方針を総合的に企画・管理し、既存官庁施設の活用を推進しています。この方針では、国として合理的な施設整備を計画するとともに、地方公共団体等との連携を図ることにより、国公有財産の最適利用を目指しています。



▲ 国・都・区3者による協約・複合化(世田谷合同庁舎)

### 地域と連携した官庁施設の整備

官庁施設は都市の中核施設であり、地域の交流拠点となる場合もあります。国土交通省では、地方公共団体をはじめとする様々な関係者と連携し、まちづくりに貢献するような官庁施設の整備を推進しています。

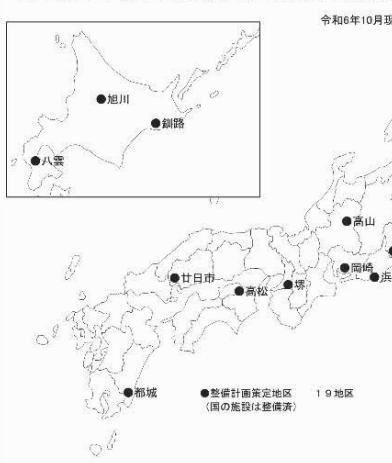
たとえば、官公庁施設を核とする魅力とにぎわいのあるまちづくりを推進することを目的とした「シビックコア地区整備制度」を活用し、さいたま新都心、釧路、岡崎等19地区において、国の施設と地方公共団体等の施設との総合的・一体的な整備を行っています。これまで制度を活用した19地区では、令和6年9月までに国の施設の整備は完了しています。

また、官公庁施設を集中配置した「一団地の官公庁施設」の地域等においては、官署を集約し、公衆の利便と公務能率の増進、良好な地域環境の形成、土地の高度利用を図っています。

さらに、個々の施設整備においては、景観検討委員会やワークショップ等を開催し、地域の特性に応じた良好な景観形成や、観光による地域振興等への貢献を目指しています。



シビックコア地区整備計画が策定された地区

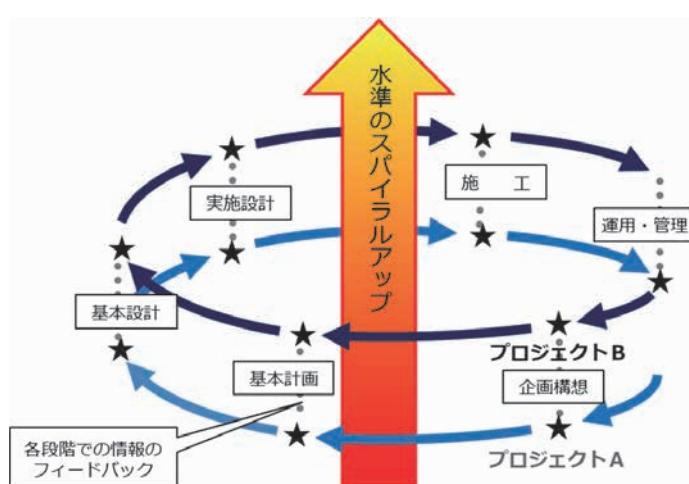


▲ 岡崎市シビックコア地区

### ユニバーサルデザインに関する取組

国土交通省では、本格的な少子・高齢社会の到来を背景として、ユニバーサル社会の実現に向け、高齢者・障害者等を含むすべての人が安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる官庁施設となるよう、施設整備等を進めています。このため、施設整備の各段階（計画、設計、施工、運用）でユニバーサルデザインレビューを実施し、多様なニーズの把握、解決策の検討、評価・検証、及び経験・知見の蓄積とフィードバックに取り組んでいます。

また、地方公共団体等との連携により、周辺地域と一体的なバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの視点から、まちづくりに寄与しています。



▲ ユニバーサルデザインレビューによるスパイラルアップのイメージ

## 歴史的建造物の保存・活用

歴史的建造物は、豊かな街並みを形成するとともに地域のランドマークとして存在し、地域の個性的な魅力を形成する重要な要素の一つとなっています。

国土交通省では、歴史的・文化的な価値を有する官庁施設について、その個性を生かしつつ保存や積極的な活用などを行い、地域のまちづくりに寄与しています。



▲歴史的建造物の  
保存・活用事例QRコード



▲ 明治記念大磯邸園(旧大隈重信別邸・旧古河別邸)



▲ 平城宮跡 第一次大極殿院南門



▲ 松山地方気象台



## 環境負荷低減に配慮した整備

国土交通省では、「官庁営繕環境行動計画」を策定し、以下の環境対策を推進しています。

【徹底した省エネ・クリーンエネルギーへの移行、再エネの供給拡大等の国土交通GXの推進】

- ・環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備
- ・官庁施設における木材利用の推進
- ・ライフサイクルカーボンに配慮した官庁施設の整備
- ・再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

【再生資源を利用した生産システムの構築】

- ・建設リサイクルの推進

【気候変動に適応できる社会の形成】

- ・官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進等

【グリーン社会を支える体制・基盤づくり】

- ・政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備にあたって、「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、環境保全性の水準を満たすとともに、省エネルギー・省資源、エコマテリアルの使用、資源の適正使用・廃棄物の適正処理、施設の長寿命化及び自然との共生に配慮しています。具体的な取組として、新築する庁舎においてZEB※の実現、ライフサイクルカーボンへの配慮にも取り組んでおります。また、既存庁舎においても設備機器等の老朽化に伴う更新（改修）の際に、LED照明器具や高効率な空調機器等の導入などの省エネルギー対策を推進しています。

政府実行計画に基づく環境対策の推進では、各府省庁に対して官庁施設の効果的な環境対策の取組に関する情報提供などの技術的支援を行っています。



▲「環境負荷低減に配慮した官庁施設」のイメージ



◀官庁施設のZEBの取組  
QRコード



▲ ZEBの取組事例(名古屋第4地方合同庁舎)  
(完成予想図)



▲ 太陽光発電設備導入の推進



▲ 緑化の推進

※ZEB: Net Zero Energy Building の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## 官庁施設における木材利用の推進

平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が施行され、公共建築物等において、木材の利用を促進することとされました。

令和3年には同法が改正され、題名が「<sup>まち</sup>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：「都市の木造化推進法」）に変更されました。

また、法改正に合わせて、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）が定められ、国が整備する公共建築物の目標として、CLT※等の活用にも取り組みつつ、原則木造化すること、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ること等が規定されました。

国土交通省が新たに官庁施設を整備する際には、基本方針等を踏まえ、木造化の徹底と内装等の木質化の推進に取り組んでいます。また、官庁施設の木造化にあたり、設計の効率化、品質確保、施工の合理化等のため、「木造計画・設計基準」や「公共建築木造工事標準仕様書」等の国の各省各庁が使用する技術基準類の整備を行っています。これらの取組に加えて、技術基準類の地方公共団体等への普及や、研修等による人材育成等を通して、公共建築物における木材利用の促進を図っています。

### 官庁施設における木材利用促進のための取組

#### 国が整備する公共建築物における木材の利用

- コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き原則として全て木造化
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等を木質化

#### 技術基準類の整備

- 官庁施設の木造化に関する技術基準類の整備、地方公共団体等への普及

#### 人材育成

- 木材利用推進研修等の実施

<sup>まち</sup>  
都市の木造化推進法の趣旨に基づき、脱炭素社会の実現等にも貢献

#### ▼ 木造化した施設の事例

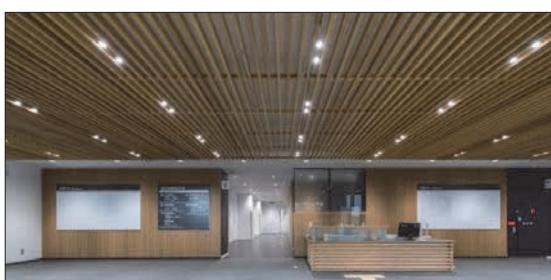


農林水産研修所つくば館水戸ほ場研修本館



大阪・関西万博日本政府館

#### ▼ 内装に木材利用をした施設の事例



松江法務総合庁舎

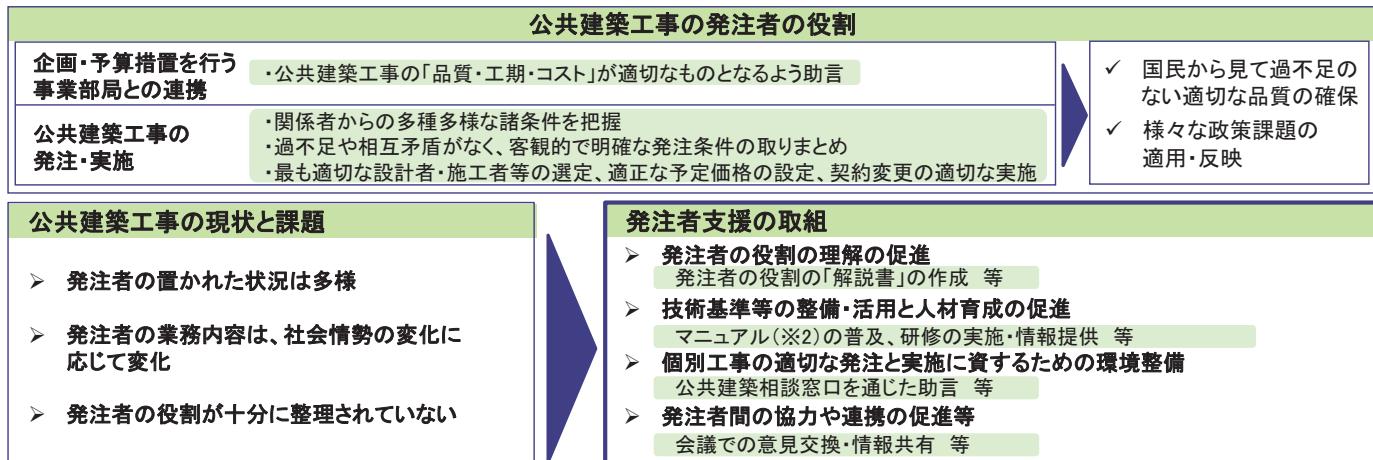


大手前合同庁舎

※ CLT : Cross Laminated Timber (JASでは直交集成板) の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のこと。

## 発注者支援に関する取組

平成29年1月、社会資本整備審議会より、「官公庁施設整備における発注者のあり方」について答申されました。答申では、地方公共団体を含む全ての公共建築工事(※1)の発注者に向けて、公共建築工事の発注者の役割を明確化し、その役割を果たすための方策が提言されています。国土交通省では、本答申を踏まえ、公共建築工事の発注者の業務が適切に行われるよう、発注者支援の取組を行っています。



### ▲ 答申を踏まえた発注者支援の取組

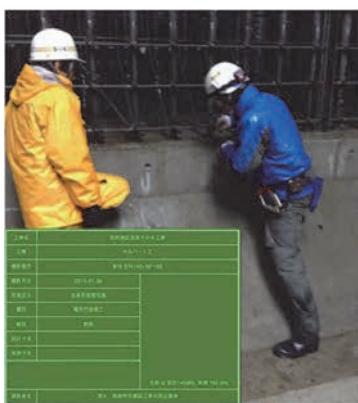
※1答申では、公共土木工事や民間建築工事と対比して、公共建築工事としています。

※2「営繕積算方式活用マニュアル」、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」等

## 働き方改革・生産性向上に向けた取組

「労働基準法」の改正（平成31年4月施行）に基づく時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が令和6年4月より建設業にも適用されたことなど、建設業の働き方改革における取組の方向性を踏まえ、週休2日の推進や書類の簡素化など官庁営繕事業における働き方改革に向けた取組をパッケージ化して推進しています。

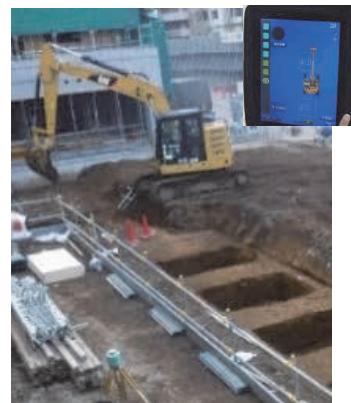
また、官庁営繕事業では、働き方改革に向けた各種取組と併せて、インフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けて、ICTの積極的な活用による建設現場における更なる生産性向上を目指す取組を実施しています。



電子小黒板の本格活用



施工合理化技術の導入促進  
(ex.コンクリート床仕上げロボット)



ICT建築土工を活用した施工

▲ ICT活用等の取組例

## BIMに関する取組

BIM(Building Information Modeling)とは、コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものです。

国土交通省では、官庁営繕事業におけるBIM活用を推進することにより、設計業務及び工事の品質確保、事業の円滑化並びに生産性の向上を目指しています。

また、BIM活用の目的・考え方・活用方法を示した「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」、BIM活用に係る手続等を示した「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」を策定しているほか、官庁営繕事業の設計業務で作成するBIMデータの入力情報・設定内容の目安を示す「営繕BIMモデル」を公表するなど、受発注者双方のBIM活用の円滑化・効率化を図っています。



## PFIに関する取組

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間事業者のノウハウを活用すること等により、より効率的かつ効果的に公共サービスが提供されることが期待されます。

平成11年7月に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)により、PFIの枠組みが設けられて以降、国土交通省においては、中央合同庁舎第7号館、九段第3合同庁舎をはじめ、令和5年3月に完成したよこはま新港合同庁舎等の官庁施設の整備等に係るPFI事業を実施しています。



▲ 中央合同庁舎第7号館



▲ よこはま新港合同庁舎

# その他の取組

## 公共建築の日及び公共建築月間における取組

公共建築の果たす役割を一般の方々に広く知っていただくため、国土交通省は、11月11日を「公共建築の日」、11月を「公共建築月間」として地方公共団体、関係省庁、関係団体等と連携しながら、シンポジウムの開催や施設見学会等、様々な行事を実施しています。

「公共建築の日」及び「公共建築月間」での取組を通じて国民の公共建築に対する意識が高まり、真に優れた公共建築の整備・運営に結びつくように努めています。



▲「公共建築の日」イベントの様子



▲「公共建築の日」施設見学の様子

## 技術協力

ペルーやバングラデシュ等、諸外国から寄せられる建築物の設計、施工等に関する技術協力要請に対し、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた技術協力を積極的に進めています。



▲ 現地での耐震技術の普及についての調査や助言への協力（ペルー）



▲ JICA研修における国内現場視察への協力（バングラデシュ）

## 国際交流

ICIS（国際建設情報協会）などの公共建築に関する国際会議に参加し、技術基準に関する取組の発表、諸外国の公共建築の整備を実施している機関との情報交換等を通じて、積極的に国際交流を行っています。



▲ 国際会議でのワークショップの風景



▲ 国際会議の会議風景

## 霞が関地区における官庁施設の整備・活用

霞が関地区は、我が国の立法・司法・行政の中核機能が集積する地区であり、どのような事態に対しても機能維持を図る必要があります。

国土交通省では、この地区において、危機管理、景観形成、地球環境問題等に適切に対応し、地区全体として発揮される機能を高めるとともに、品格を備えた地区として整備・活用に努めています。

歴史的建築物である法務省旧本館（1895年竣工）については、1995年、中央合同庁舎第6号館赤れんが棟として復原改修を行いました。

また、中央合同庁舎第2号館をはじめとして、防災中枢機能、高度情報機能、環境負荷低減等に対応した庁舎を整備しています。



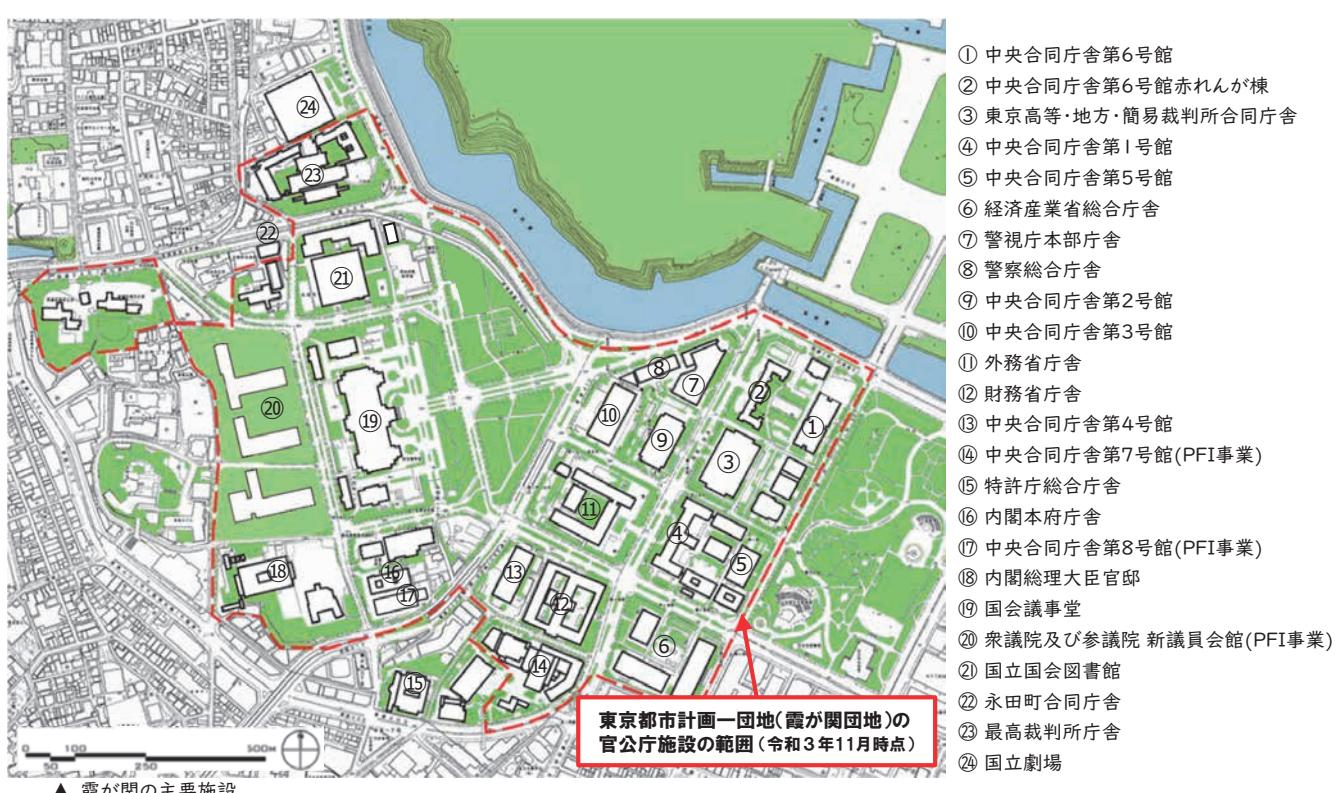
▲ 霞が関地区



▲ 中央合同庁舎第6号館赤れんが棟  
(1895竣工、1995復原)



▲ 中央合同庁舎第2号館



# 官庁営繕のプロジェクト

## 総理大臣官邸

総理大臣官邸は、近年における行政の多様化、国際化および情報化に対応して官邸がその機能を的確に発揮できるよう、危機管理機能、迎賓機能および情報通信機能等の充実を図ることを目的に整備したものであります。

整備にあたっては、災害時等においてもその機能を十分発揮できるよう耐震性、安全性に配慮するとともに、地球環境、高齢者・障害者等への配慮等、様々な面で先導的な取組を行いました。



出典：首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/>)

## 京都迎賓館

京都迎賓館は、日本の空間を感じられる雰囲気とたたずまいの中で、海外からの賓客を接遇することにより、国際社会における幅広い対日理解を醸成するため、日本の歴史・文化を象徴する都市として国際的にも広く知られている京都の地に整備したものであります。

この施設は、建設地である京都御苑の国民公園としての役割、周辺の環境及び景観との調和等に配慮しています。また、建設にあたっては、数多くの京都を代表する伝統技能者の技を活用しています。



## 国立西洋美術館

国立西洋美術館は、戦後日仏間の国交回復並びに関係改善の象徴として絵画や彫刻等の「松方コレクション」が寄贈返還されるにあたり、20世紀を代表する建築家のひとりであるル・コルビュジエにより設計され、1959年に竣工した施設です。1995年の阪神・淡路大震災を契機として、本館の本格的な耐震改修を行いました。

耐震改修にあたっては、施設の文化的価値と耐震安全性を両立する方法として、日本初の免震レトロフィット工法を採用しました。

本改修により、ピロティ、モデュロールなど、ル・コルビュジエに特徴的な設計要素が保存され、2016年7月には世界文化遺産に登録されました。



## 京都国立博物館平成新館

京都国立博物館平成新館は、展示設備・展示方法の進化、バリアフリー化、そして耐震化など、現代の需要に合致した所要の機能を付加させるとともに、国際観光都市・京都において京都文化発信の核となる施設に相応しい博物館を構築することを目的として、旧平常展示館等の建替・一体整備を行ったものです。

整備にあたっては、敷地内外の文化遺産や自然環境と密接に関係づけることに留意しました。また、建築内部においては、展示空間と関連して、展示ケースや家具、サインに至るまで総合的な統一を図りました。



## 大阪・関西万博日本政府館

大阪・関西万博日本政府館（以下、日本館）は、2025年日本国際博覧会において日本政府が出展した展示施設であり、展示エリアと迎賓を含む管理運営エリア等を兼ね備えた仮設施設として整備したものです。

整備にあたっては、3つの展示エリアの外側に回廊を設けることにより、各エリアへのアクセスの選択性を高め、回遊性をもたらした構成としました。円環状の構造には無数の木の板が並び、日本館のコンセプトである循環を体現しています。主な素材として再利用を前提としたCLT（直交集成板）を活用する等、リユース・リサイクルを考慮しました。



## 国立アイヌ民族博物館

国立アイヌ民族博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与することを理念に整備したものです。

整備にあたっては、自然豊かなポロト湖畔周辺の景観との調和に配慮し、湖周辺のすり鉢状の山並みと連続する建物形状としました。また、貴重な資料を展示、収蔵するため、展示室や収蔵庫は、建物外部と内部との間に緩衝帯を設けた2重構造として、室内環境の恒常性を高めています。正面玄関廻りの外壁や各所のガラス面には、アイヌの伝統的な文様を使用し、アイヌ文化を表現しています。



# 官庁 営繕の歩み

## 1869～1950

1869	大蔵省営繕司
1888	内閣直属臨時建築局
1924	大蔵省営繕管財局
1930	営繕統一に関する閣議決定
1943	大蔵大臣官房営繕課
1946	戦災復興院建築局営繕部
	戦災復興院建築局営繕課
1948	建設省特別建設局営繕部
1949	建設省管理局営繕部

・国会議事堂	・大蔵省（現 財務省庁舎）
・会計検査院（旧庁舎）	・文部省（旧庁舎）
・総理大臣官邸	・特許局（旧庁舎）
（現 総理大臣公邸）	・帝国学士院（旧庁舎）
・内務省	・横浜税關
（旧中央合同庁舎第2号館）	・迎賓館
・警視庁（旧庁舎）	



国会議事堂(1936)

## 1951～1970

1951	官庁営繕法の制定
1952	建設省営繕局
	国際国会図書館コンペ
1956	官庁営繕法の一部改正に より「官公庁施設の建設等に 関する法律」へ改正
1958	霞ヶ関一団地の官公庁施設 都市計画決定
1962	国立劇場コンペ
1963	国立京都国際会館コンペ 研究学園都市筑波地区決定 (閣議了解)
1968	建設大臣官房官庁営繕部 (1省1局削減) 最高裁判所コンペ
1970	筑波研究学園都市 建設法の制定

・東宮御所	・中部労災病院旭分院
・中央合同庁舎第1号館	・大手前病院
・外務省庁舎	・国立衛生試験所大阪支所
・長崎地方法務局島原支局	・住宅金融公庫（旧庁舎）
・兵庫税務署	・駐留軍三鷹小学校
・中京税務署	・国立競技場（旧競技場）
・中央合同庁舎第3号館	・国立屋内総合競技場 ※2
・国立国会図書館本館	・国立京都国際会館 ※2
・気象庁（旧庁舎）	・国立劇場 ※2
・大阪合同庁舎第2号館	・山陰労災病院
・大阪港湾合同庁舎	・参議院議長公邸
・広島港湾合同庁舎	・中央労働委員会
・高松高等裁判所 ※2	・日本万国博覧会 政府館
・大阪労災病院	・大分県庁 ※1
・奈良県庁	



国立屋内総合競技場(1964)

## 1971～1990

1972	沖縄総合事務局開発建設部設置
1973	筑波研究学園都市
	営繕建設本部設置
1979	筑波研究学園都市概成
1981	筑波研究学園都市
	施設管理センター設置
	筑波研究学園都市 (建築学会賞 業績)
1985	第二国立劇場（仮称）コンペ
1988	国の行政機関等の移転について (閣議決定)
1989	日米建設合意

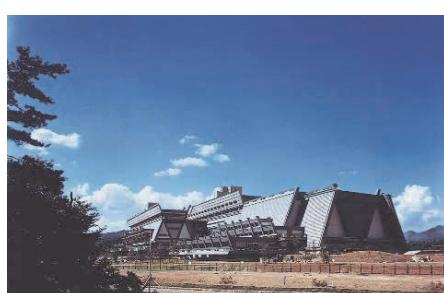
・中央合同庁舎第4号館	・最高裁判所 ※2
・仙台第2合同庁舎	・名古屋高等・地方・簡易裁判所
・大手町合同庁舎第3号館	・札幌冬季オリンピック
・九段合同庁舎	・大倉山ジャンプ競技場
・大阪合同庁舎第3号館	・奈良国立博物館 別館 ※2
・下関地方合同庁舎	・日本学士院 ※2
・福岡第2合同庁舎	・チヨーライ病院（ベトナム）
・門司港湾合同庁舎	・国立室戸少年自然の家 ※1
・中央合同庁舎第5号館	・国立日高少年自然の家
・国立国会図書館新館	・国際科学技術博覧会 テーマ館
・通産業省総合庁舎	・札幌第1地方合同庁舎
（現 経済産業省庁舎）	・関東信越国税総合庁舎
・特許庁	（現 九段第2合同庁舎）
・横浜公共職業安定所（旧庁舎）	・国立文楽劇場
・国立劇場能楽堂 ※2	・日本社会事業大学
・京都国立近代美術館 ※2	・国立歴史民俗博物館 ※2



奈良県庁(1965)



国立劇場(1966)



国立京都国際会館(1966)



最高裁判所(1974)



迎賓館(1906建築、1973改修)



国立室戸少年自然の家(1977)



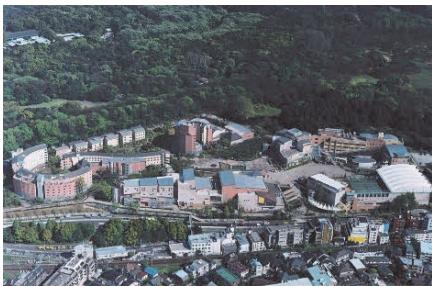
国立歴史民俗博物館(1981)



国立横浜国際会議場(1993)



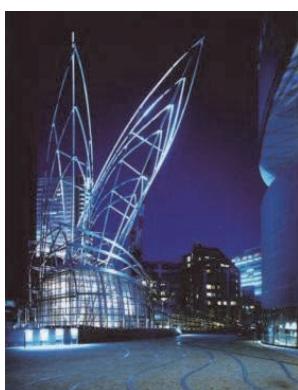
新国立劇場(1997)



国立オリンピック記念青少年総合センター(1997)



国立国会図書館関西館(2002)



国立国際美術館

(2004)

## 1991～2000

- 1992 国会等の移転に関する法律の制定  
 1993 シビックコア地区整備制度創設  
 1994 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造に関する基準の制定（告示2379号）  
 1996 営繕技術5箇年計画策定  
 国立国会図書館関西館（仮称）  
 コンペ  
 官庁施設の総合耐震計画基準の制定
- ・中央合同庁舎第6号館  
 赤れんが棟復原 ※2  
 ・神戸地方・簡易裁判所  
 ・会計検査院研修所  
 ・国立横浜国際会議場  
 ・国立西洋美術館 \*  
 ・神戸税關本館 ※2  
 ・東京国立文化財研究所 ※2  
 ・総理大臣官邸  
 ・科学警察研究所  
 ・国立オリンピック記念青少年総合センター ※2
- ・2000九州・沖縄  
 サミットプレスセンター  
 ・国立妙高少年自然の家  
 ・新国立劇場 ※1 ※2  
 ・東京国立博物館  
 法隆寺宝物館 ※1 ※2  
 ・税務大学校 和光庁舎 ※2  
 ・さいたま新都心合同庁舎  
 ・昭和館  
 ・国土交通大学  
 ・神戸防災合同庁舎

## 2001～2025

- 2001 国土交通省大臣官房官庁営繕部  
 官庁施設の基本的性能基準の制定  
 各府省での官庁営繕関係基準類等を統一化  
 2003 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準の制定（告示551号）  
 2010 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定  
 2013 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の制定  
 2015 雨水の利用の推進に関する法律の制定  
 2021 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が一部改正により「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」へ改正
- ・中央合同庁舎第2号館  
 岡崎地方合同庁舎  
 ・警察大学校  
 ・東京国立近代美術館 ※2  
 ・国立国会図書館関西館 ※1  
 ・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館  
 ・国立劇場おきなわ ※2  
 ・九段第3合同庁舎  
 ・横浜地方気象台  
 ・北海道洞爺湖サミット  
 国際メディアセンター  
 ・国際障害者交流センター  
 ・自治大学校  
 ・横浜税關本館 ※2  
 ・国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 ※1 ※2  
 ・国立国際美術館  
 ・気象庁（虎ノ門庁舎）  
 ・平城宮跡 第一次大極殿院南門  
 ・よこはま新港合同庁舎  
 ・大阪・関西万博日本政府館
- ・国際子ども図書館 ※2  
 ・京都迎賓館 ※2  
 ・筑西もじだて合同庁舎  
 ・中央合同庁舎第7号館 ※1 ※2  
 ・日本国際博覧会瀬戸日本館  
 ・日本国際博覧会長久手日本館  
 ・国立近現代建築資料館（湯島合同庁舎）  
 ・彦根地方気象台  
 ・衆議院議員会館  
 ・参議院議員会館  
 中央合同庁舎第8号館  
 ・京都国立博物館平成知新館 ※2  
 ・石巻港湾合同庁舎  
 ・伊勢志摩サミット国際メディアセンター・ネックス  
 ・世田谷合同庁舎  
 ・国立医薬品食品衛生研究所  
 ・国立アイヌ民族博物館  
 ・大手前合同庁舎  
 ・明治記念大橋邸園（大隈・陸奥地区）

\*世界遺産 ※1 日本建築学会賞 ※2 BCS賞



東京国立博物館法隆寺宝物館(1998)



神戸税關本館(1927建築、1998改修・増築)



国立劇場おきなわ(2003)



横浜税關本館(1934建築、2003改修)



国立近現代建築資料館（湯島合同庁舎改修）(2012) 国際子ども図書館(1906建築、2001改修・増築、2015増築)

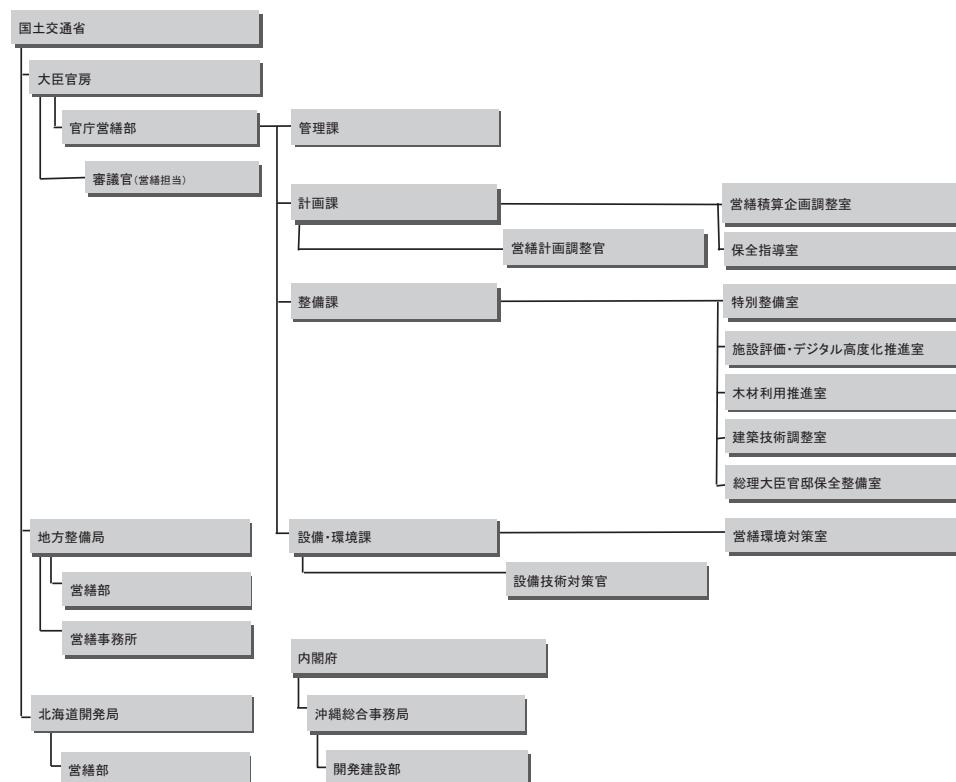


## 官庁営繕の組織、公共建築相談窓口一覧

国土交通省の官庁営繕の組織は、本省の大臣官房（官庁営繕部）と地方整備局及び北海道開発局の営繕部から構成されています。さらに、内閣府沖縄総合事務局にも同様の組織を有し、日本全国をカバーしています。

国土交通省では、設計・工事の発注・マネジメント業務、老朽化対策等、官庁営繕に関する質問等を受け付けるための相談窓口を開設しています。下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

### 組織の構成



### 公共建築相談窓口一覧

組織	窓口	電話	内線
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111
北海道開発局	営繕部	計画調整課	011-709-2311
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015
	営繕部	官庁施設管理官	5114
		計画課課長補佐	048-601-3151
		保全指導・監督室	5153
		技術課長	5513
関東地方整備局	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880
中部地方整備局	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585
	営繕部	計画課	052-953-8197
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421
近畿地方整備局	京都営繕事務所	計画課長	5151
	営繕部	計画課課長補佐	06-6942-1141
		保全指導・監督室	5153
中国地方整備局	岡山営繕事務所	技術課長	086-221-9231
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	086-223-2271
		計画課課長	087-851-8061
九州地方整備局	鹿児島営繕事務所	計画課課長補佐	092-476-3535
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031
			5152

